

## 公益財団法人広島市農林水産振興センター役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人広島市農林水産振興センター(以下「センター」という。)の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 評議員会において選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第13号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員(広島市から派遣を受けた職員(以下「派遣役員」という。))を除く。)に対して、報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 報酬は月額とし、600,000円を超えない範囲内の額で、広島市長と協議のうえ、理事会の承認を得て理事長が定める。

3 通勤手当の額、支給条件及び支給方法は、センターの職員の例による。

4 管理職員特別勤務手当の額及び支給条件は、広島市長と協議のうえ、理事会の承認を得て理事長が定める。

5 期末手当及び勤勉手当の額は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、センターの職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合(広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議のうえ、理事会の承認を得て理事長が定める割合)を乗じて得た額とする。

6 報酬、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれ、センターの職員の給料、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

(派遣役員の給与)

第4条 派遣役員の給与の種類、額、支給条件及び支給方法については、広島市一般職の職員の例による。なお、派遣役員の給料月額は、600,000円を超えない範囲内の額で、広島市長と協議のうえ、理事会の承認を得て理事長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、派遣役員であって公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年広島市条例第62号)第4条又は第8条の規定により広島市から給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「基本給」という。))

の全部又は一部を支給される者の給与については、広島市から当該基本給が支給されないと仮定した場合に前項の規定によりその者の受けるべき給与から広島市から支給される当該基本給の額を減じるものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第5条 非常勤役員に対して、理事会出席の都度、別表に定める額の報酬を支給することができる。ただし、役員が広島市又は他の広島市設立公益的法人等（広島市が設立した公益的法人その他広島市の業務と直接関連のある公共的団体等のうち、広島市長と協議して理事長が定める団体をいう。以下「広島市設立公益的法人等」という。）の職員である場合には支給しないものとする。

2 前項に定める報酬のほか、公認会計士又は税理士の資格を有する監事には、職務の遂行に応じて別表に定める額の報酬を支給することができる。

3 評議員に対して、評議員会出席の都度、別表に定める額の報酬を支給することができる。ただし、評議員が広島市又は他の広島市設立公益的法人等の職員である場合には支給しないものとする。

4 前3項の報酬は、会議出席又は職務遂行の都度、現金又は口座振替の方法により支給する。

5 前項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員及び評議員の費用弁償)

第6条 非常勤役員（広島市又は他の広島市設立公益的法人等の職員でセンターの役員になっている者を除く。）及び評議員が理事会又は評議員会に出席したとき並びに監事が職務の遂行のためにセンターに通勤したときは、必要な費用を弁償することができる。

2 役員及び評議員がセンターの用務のために広島市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償することができる。

3 費用弁償額は、予算の範囲内で理事長が別に定める。

(退職手当)

第7条 常勤役員（派遣役員及び広島市を退職後採用された役員を除く。）が退職したときは、その者（死亡による退職のときは、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件及び支給方法については、センター職員の例による。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(委任規定)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人広島市農林水産振興センターの設立の登記の日から施行する。

## 別表

区 分	報酬の額
非常勤役員	10,000円（1回あたり）
評議員	10,000円（1回あたり）
公認会計士又は税理士の資格を有する監事	10,000円（1回あたり）